

NTT東西の光サービスの卸売サービスの 事業者変更の在り方

平成 30 年 5 月 30 日
事務局

■ 検討の経緯

- NTT東西の光サービスの卸売サービスの状況
- 検討の経緯

■ 「事業者変更」の基本的考え方

- 対象とする回線、対象とするサービス、位置づけ

■ 「事業者変更」の手続き

- 具体的な手続き
- 事業者変更承諾番号の発行
- 重要事項説明
- 契約情報の提供
- 費用負担

■ 必要な環境整備

- 必要な周知、渡り歩きの制限、セーフティネット
- キャンセルの扱い、事業者間トラブルの扱い
- 公正な競争の確保(寡占化懸念、キャッシュバック)

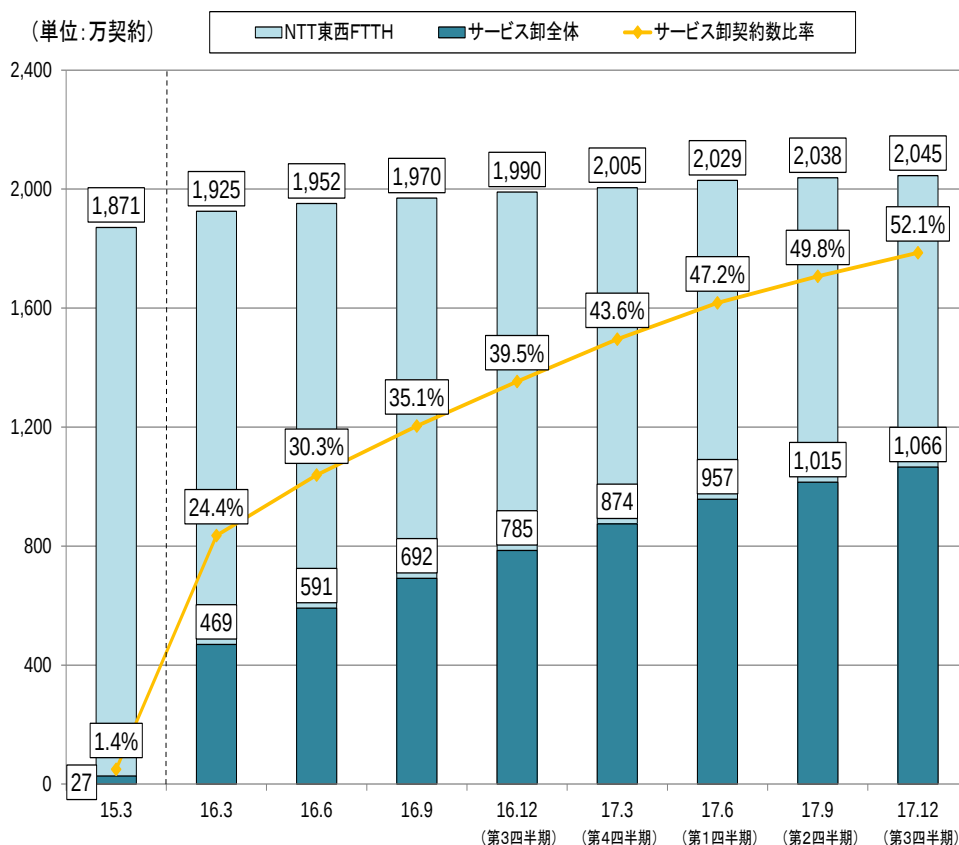
■ スケジュール等

- 導入形態
- スケジュール等

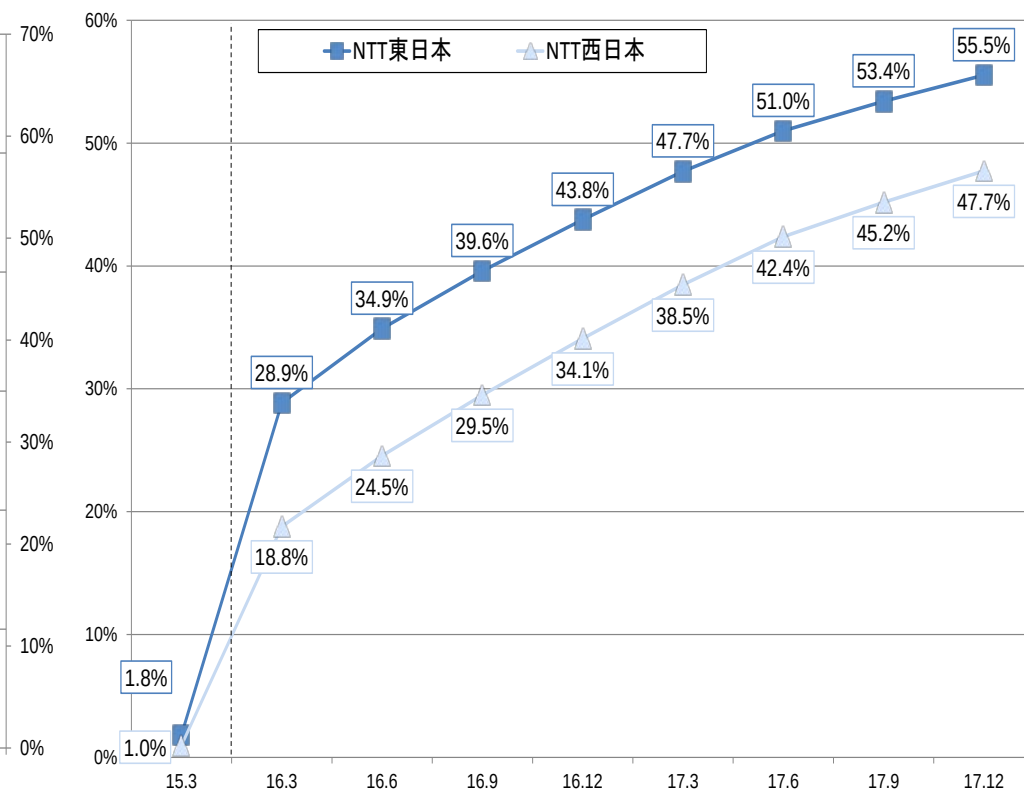
～卸売サービスの契約数～

- **NTT東西の光サービス** (2,045万) における**卸売サービスの契約数** (1,066万) の割合は**52.1%** (前期比+2.3ポイント、前年同期比+12.6ポイント) となっている。
- NTT東西別でみると、**NTT東日本の光サービス契約数** (1,144万) における**卸売の契約数** (635万) の割合は**55.5%** (前期比+2.1ポイント、前年同期比+11.8ポイント)、**NTT西日本の光サービス契約数** (902万) における**卸売の契約数** (430万) の割合は**47.7%** (前期比+2.5ポイント、前年同期比+13.6ポイント) となっている。

【光サービス契約数・卸売サービス契約数割合】



【NTT東西の光サービス契約数における卸売サービス契約数割合】



出所:「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(要請)」に基づくNTT東西からの報告(2015.3)、電気通信事業報告規則に基づく報告(2016.3以降)

NTT東西の光サービスの卸売サービスの状況②

～「転用」「事業者変更」の現状～

- 平成27年のサービス卸の開始に当たり、

- ・ NTT東西(フレッツ光)→卸先事業者への移行(転用)については、電話番号・設備を変えずに提供事業者間の変更ができる手続き・システムが整備されたが、
- ・ 卸先事業者 → 別の卸先事業者又はNTT東西への移行(事業者変更)については、同様の手続き・システムは整備されず、「電話番号を継続利用できない」「光回線の廃止・新設の工事が必要となる」といった課題が生じている。

①転用

- ・ NTT東西のフレッツから卸先事業者への移行

NTT東西

卸先事業者A

②事業者変更

- ・ 卸先事業者(A)から別の卸先事業者(B)
(NTT東西も含む)への移行

卸先事業者B

NTT東西

- ・ 電話番号の変更は伴わない。
- ・ 既存の光回線をそのまま利用
- ・ 屋外工事不要。

- ・ 基本的に、電話番号の変更を伴う(※)。
- ・ 基本的に、既存の光回線を廃止し、新たな光回線を新設。そのための屋外工事が必要。

電話番号の変更を回避しよう
とすると、①新たに敷設するア
ナログ回線に電話番号を移動
し、②新たに敷設する光回線に
当該電話番号を再移動する必
要がある。

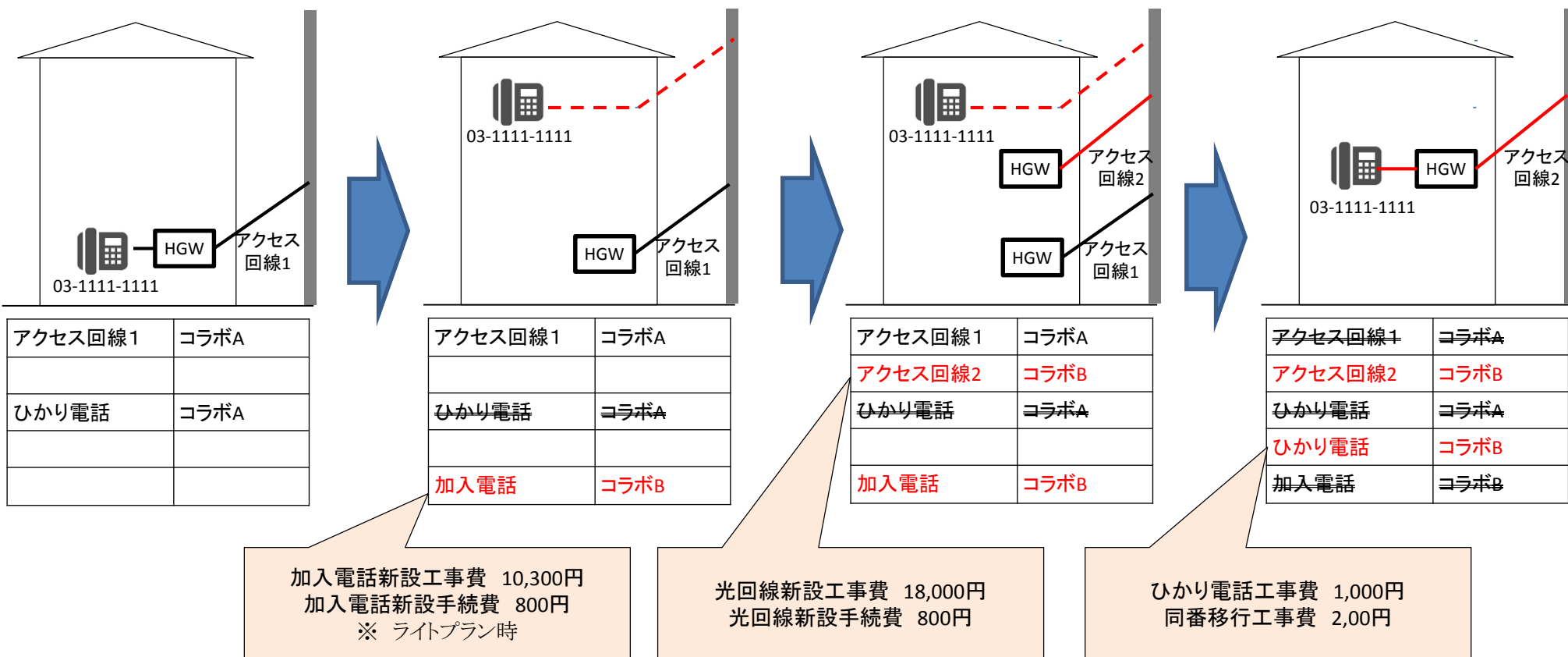
NTT東西の光サービスの卸売サービスの状況③

～電話番号の継続利用のために活用されている方法～

- 電話番号の変更を回避し、継続利用をしようとする、①新たに敷設するアナログ回線に電話番号を移動し、②新たに敷設する光回線に当該電話番号を再移動する必要がある。
- この手続きによると、工事費・手続き費のみで3万円以上必要となる。

<手順のイメージ>

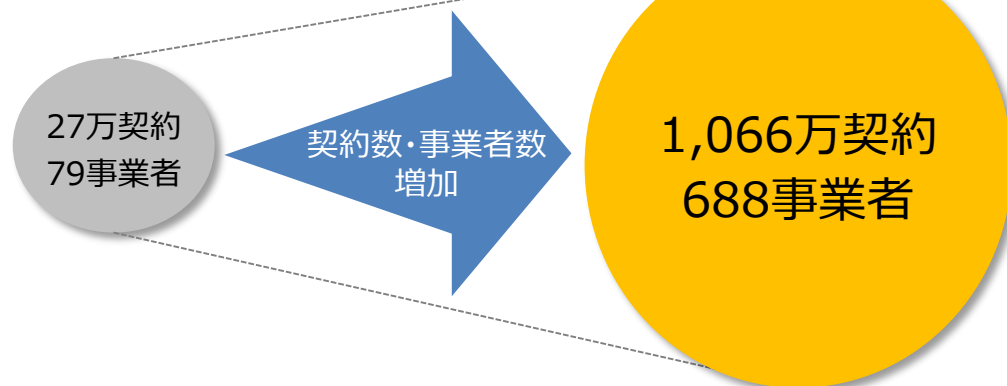
- ※ 電話番号がひかり電話発番の場合はこの仕組みは使えない。
 ※ 2本のアクセス回線の同時敷設が不可能な建物の場合はこの仕組みは使えない。



検討の経緯① ～「事業者変更」の背景～

- 光コラボレーションモデル開始当初は、フレッツ光からコラボ光への「転用」やコラボ光の新設が中心でしたが、開始から約3年が経過し、コラボ光契約数の拡大とコラボ事業者が提供するサービスの多様化等が進んで、コラボ事業者を変更したいとお客様のニーズが高まり、異なるコラボ光サービスへの変更を円滑に行えるようにすべきとの声(下記参照)が寄せられております。

光コラボレーション
開始当初
(2015年3月)



〔凡例〕

上段：コラボ光契約数、下段：コラボ事業者数

【お客様からの主な声】

コラボ光サービスを変更する際に、同一電話番号を継続させようとする、一旦、固定電話に番号を引き継ぐための手続きを行わなければならないこと等が不満。

※転用のお申し込み受付等の際の重要説明事項として、「コラボ事業者を変更する場合に、工事が必要となることやひかり電話の電話番号等を変更する必要がある」ことをお知らせしています。

検討の経緯②

～平成28年度市場検証年次レポートにおける取扱い～

- 第4回電気通信市場検証会議(平成29年5月)での議論を踏まえ、総務省はNTT東西も参加する業界団体の委員会に対し、NTT東西の光回線の卸売サービスの事業者変更におけるIP電話番号の継続利用の実現に向けた検討を要請。
- 平成29年7月からテレコムサービス協会FVNO委員会において検討。

電気通信事業分野における市場検証(平成28年度)年次レポート

第2編 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

第1章 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認結果

第2節 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果

2 サービス卸の卸先事業者におけるサービスの提供状況等の確認結果等

【確認結果及び対応方針・対応状況】

確認結果	対応方針・対応状況
(4)利用者が事業者変更する際にIP 電話番号の継続利用を可能とする手法を用いた営業活動 一部のMNO が、他の卸先事業者のサービスから自社サービスに移行しようとする利用者のIP 電話番号の継続利用を可能とする手法※4を用いた営業活動を行っているところ、当該手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせているとの指摘や、利用者が他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP 電話※5番号の継続利用が可能となることが望ましいとの指摘があった。 ※4 現在、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP 電話番号の継続利用は実現されていない(FTTH 事業者を変更した場合には、新規契約となり、IP 電話の電話番号や顧客ID は変更となる)が、FTTH 事業者を変更する際に、利用者の電話番号がNTT 東西の加入電話による発番である場合は、一旦、電話契約をNTT 東西の加入電話に戻した上でFTTH 事業者を変更することにより、現状では実現されていないIP 電話番号の継続利用が可能となる。 ※5 卸先事業者がNTT 東西から卸電気通信役務の提供を受けてFTTH と併せて提供するひかり電話(光IP 電話)	○ 左記の手法により自社サービスへの移行を促す営業活動については、FTTH 事業者の変更を希望する利用者において、自分の電話番号を継続利用したいというニーズに応えるものであり、当該手法自体が直ちに問題となるものではないと考えられる。 ○ 一方、卸先事業者が行う左記の手法は複雑な手続を経る必要があり、利用者に負担を生じさせるものであること、また、IP 電話番号の継続利用が可能となることで利用者利便の向上並びに卸先事業者間の競争の促進に資することから、総務省は、平成29年6月20日、NTT 東西も参加する業界団体の委員会に対し、他の卸先事業者のサービスに変更する際のIP 電話番号の継続利用の実現に向けた検討が行われるよう要請をしたところである。 ○ 総務省において、当該要請を受けた検討状況を注視していく。

検討の経緯③

～テレコムサービス協会FVNO委員会における検討～

【背景】

総務省「市場検証会議」より、MNOの電話番号の継続利用（コラボ事業者のIP電話番号の継続利用等）について、利用者の利便性向上のために、IP電話番号の継続利用の実現に向けた検討が必要との意見を受けた。業界として、消費者トラブルの低減を目的として、コラボ消費者目線から他社へ電話番号をスムーズに移行するための課題整理と仕組みの検討を開始した。

FVNO委員会にて「運用関係WG」を設置し、その準備会合で番号移行についても課題出し等を実施するとともに、第8回FVNO委員会（29.11.8）にて「番号移行関係TF」を設置し、平成29年12月より検討を開始した。

【番号移行関係TFの目的等】

- ・番号移行に関する課題の洗い出しと課題整理、検討
- ・実現可能もしくは実現すべきゴールに向けたプロセスと仕組みの明確化
- ・番号移行に関する各社への作業分担とその実施および周知活動

【検討メンバーと役割】

- ・**主 査**：TF全体の取りまとめと推進役（丸紅テレコム(株) 永澤主査）
- ・**構成員**：番号移行に関する具体的な検討（順不同）
 (株)NTTコミュニケーションズ、ソニーネットワークコミュニケーションズ(株)、(株)ティーガイア、(株)インテック
 (株)TOKAIコミュニケーションズ、(株)Hi-Bit、ビッグロブ(株)、(株)フォーバルテレコム、(株)USEN NETWORKS
 ソフトバンク(株)、ニフティ(株)、丸紅テレコム(株)
- ・**オブザーバー**：番号移行に関する具体的な検討の指標となるアドバイスおよび提案
 総務省、NTT東西(株)、(株)NTTドコモ
- ・**アドバイザー**：番号移行に関する実務を通じた意見および提案（必要に応じて召集）

■ 検討の経緯

- ・ NTT東西の光サービスの卸売サービスの状況
- ・ 検討の経緯

■ 「事業者変更」の基本的考え方

- ・ 対象とする回線、対象とするサービス、位置づけ

■ 「事業者変更」の手続き

- ・ 具体的な手続き
- ・ 事業者変更承諾番号の発行
- ・ 重要事項説明
- ・ 契約情報の提供
- ・ 費用負担

■ 必要な環境整備

- ・ 必要な周知、渡り歩きの制限、セーフティネット
- ・ キャンセルの扱い、事業者間トラブルの扱い
- ・ 公正な競争の確保(寡占化懸念、キャッシュバック)

■ スケジュール等

- ・ 導入形態
- ・ スケジュール等

基本的考え方

利用者の利便性を高め、消費者トラブルを低減するため、電話番号・設備の継続利用を可能とする形で、NTT東西の光サービスの卸売サービスについて、卸売サービス事業者(変更元事業者)から他の卸売サービス事業者又はNTT東西(変更先事業者)に事業者を変更することを可能とすることが適当。

概要

- 対象とする回線
 - ・ NTT東西の全ての「光サービスの卸売サービス」とする。
- 位置づけ
 - ・ 変更元事業者との間の契約は解約、変更先事業者との間の契約を新規とする。
- 変更元事業者と変更先事業者で取り扱う付加サービスが異なる場合の扱い
 - ・ NTT東西の光サービスは、光回線に加え、ひかり電話等の一体として提供される付加サービスがあり、卸売サービス事業者によって取り扱う付加サービスの種類は異なっている。
 - ・ 変更元事業者と変更先事業者の間で取り扱う付加サービスが異なる場合であっても、「事業者変更」の対象とする。(※)
 - ※ 変更元事業者と変更先事業者の取り扱う付加サービスが異なる場合の差分は、「転用」における付加サービスの提供方法を参考に、NTT東西が提供することとする。

ひかり電話が付加されていない回線も対象。

卸売サービスで扱っているサービスは次のとおり。

○光回線 ……詳細メニュー有り

○ひかり電話 ……詳細メニュー有り

○フレッツ・テレビ伝送サービス

○リモートサポート

○フレッツ・V6オプション

○24時間出張修理オプション

○レンタル端末

■ 検討の経緯

- NTT東西の光サービスの卸売サービスの状況
- 検討の経緯

■ 「事業者変更」の基本的考え方

- 対象とする回線、対象とするサービス、位置づけ

■ 「事業者変更」の手続き

- 具体的な手続き
- 事業者変更承諾番号の発行
- 重要事項説明
- 契約情報の提供
- 費用負担

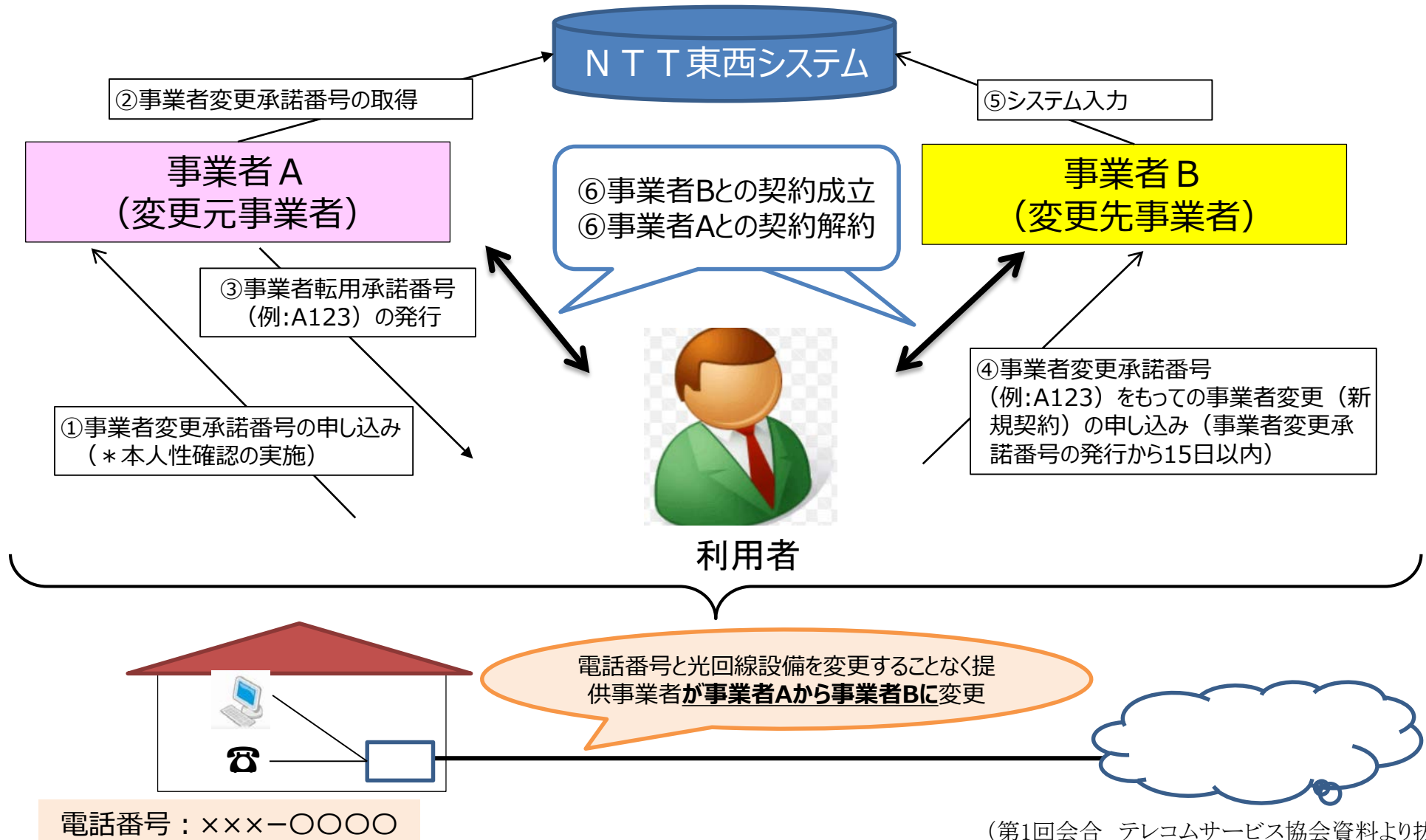
■ 必要な環境整備

- 必要な周知、渡り歩きの制限、セーフティネット
- キャンセルの扱い、事業者間トラブルの扱い
- 公正な競争の確保(寡占化懸念、キャッシュバック)

■ スケジュール等

- 導入形態
- スケジュール等

■ 「事業者変更」は、利用者が、変更元事業者から事業者変更承諾番号の発行を申し込み(①②)、変更元事業者から当該番号の発行を受け(③)、当該番号をもって変更先事業者に変更を申し込む(④⑤)ことにより、成立する(⑥)。



■ 利用者に対する債権の貸し倒れを防ぐため、変更元事業者の判断により、次のような場合には、事業者変更承諾番号の発行をしないことができることが考えられる。

- ・ 支払い期限を過ぎた料金（未納料金）がある場合
- ・ 分割払いとなっている工事費の残債があり、事業者変更承諾番号の請求に併せて行ったその一括清算等の請求に対する支払いが行われていない場合。

支払い確認項目			事業者変更承諾番号の発行方針
利用料金 工事費	請求済	支払い期限前のもの	発行(※)
		支払い期限が過ぎたもの	事業者判断により発行(番号発行しないことができる) なお入金確認後は発行(確認方法は事業者判断)
	未請求	今後請求するもの	発行(※)
その他事業者が定める解約違約金			発行

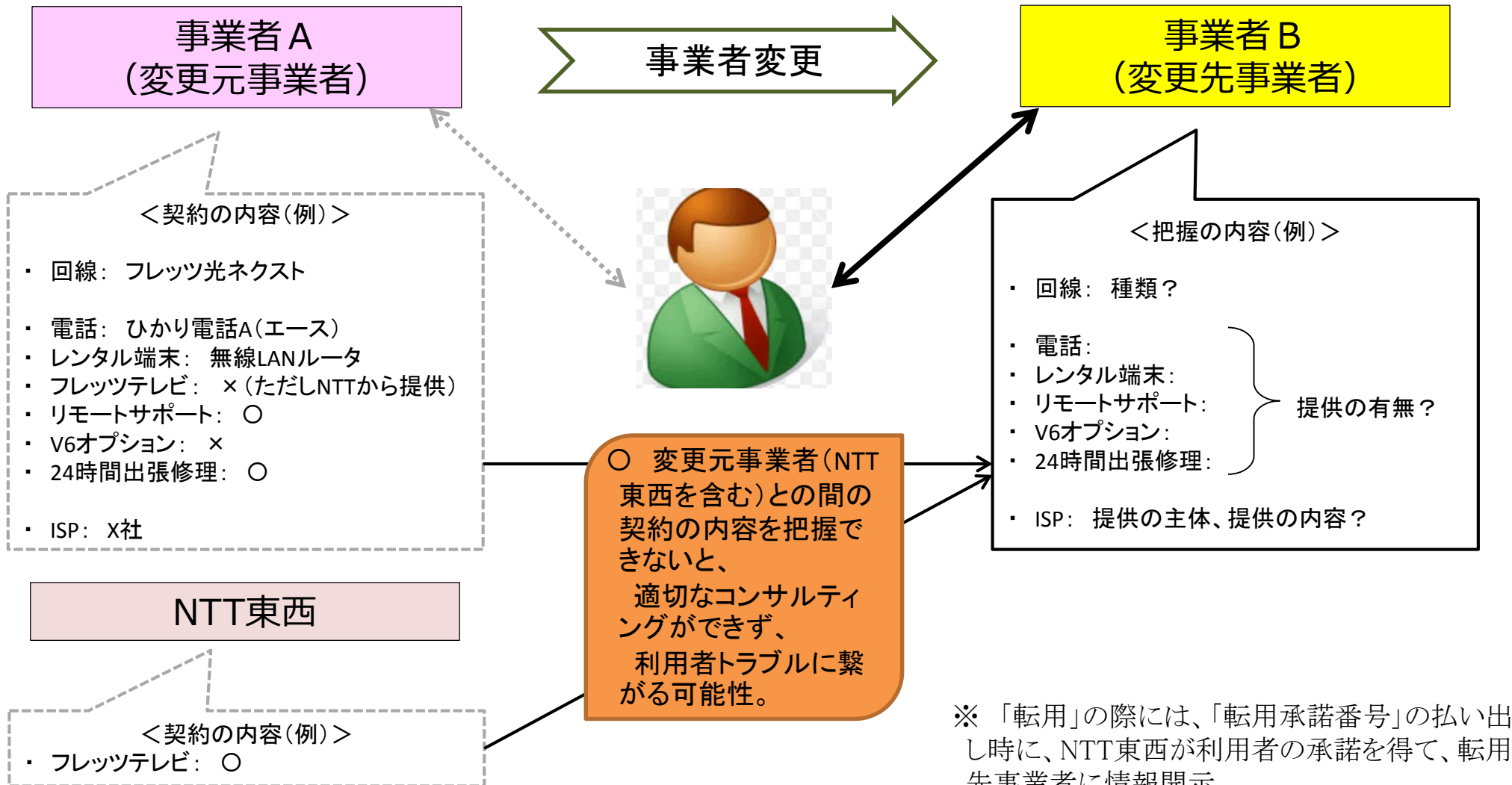
※ 分割払いとなっている工事費の残債がある場合、変更元事業者の判断により、事業者変更承諾番号の発行に当たって工事費の一括払いを求めることもあり得る。

※ 「転用承諾番号」は、支払い期限が過ぎた料金があっても発行可。(ただし、利用停止となっている場合、転用は不可)

- 変更元事業者及び変更先事業者は、消費者保護の観点から、事業者変更に際して、単なる解約又は新規契約の際に通常説明していると考えられる事項に加え、その仕組み、生じる可能性のある不利益事項等について追加的に説明することが考えられる。

説明項目(例)	内 容 (例)	事業者変更	
		変更元事業者	変更先事業者
事業者変更の趣旨	・事業者変更は、現在の契約が解約となり、新たな事業者との契約になること	○	○
事業者変更手続きの概要	・事業者変更承諾番号の通知方法、有効期間 ・解約日 ・有効期間内に事業者承諾番号を事業者に通知しなかった場合の取り扱い	○	○
変更時に生じる費用等	・未払い利用料金、解約金、分割工事費残債等の額、請求時期、支払方法	○	
新たなサービス提供形態	・事業者変更の対象となるサービスの提供料金、提供条件が変わる可能性 ・事業者変更の対象となる付加サービスの提供事業者が変更先事業者とならない可能性 ・事業者変更の対象となるサービス・付加サービス以外の変更元事業者によるオプションサービスの取扱い	○	○
事業者変更により生じうる不利益事項等	・ISPについて対応(解約金を含む)を要する可能性 ・メールアドレス変更の可能性 ・対象サービスの提供料金に変更される場合があること	○	○
初期契約解除等により変更元事業者に復帰する場合に生じうる不利益事項	・元の変更元事業者のサービスの提供条件等が適用にならない可能性(例:料金割引、保有していた特典ポイント等)	○	○

- スムーズな事業者変更の実現のため、変更元事業者及びNTT東西が有する具体的な利用者の契約内容を、変更先事業者に伝達する仕組みがあることが望ましいとの意見がある(FVNO委)。



構成員限り

- 「転用」において必要な費用は転用先事業者が負担。金額は、1回線当たり [REDACTED]。
- 「事業者変更」においても、その趣旨から、転用のように利用しやすい枠組みが期待される。

	転用	事業者変更
費用の考え方	・ 転用のためのNTT東西のシステム開発・運営費	・ 事業者変更のためのNTT東西のシステム開発・運営費
負担する者	・ 転用先事業者	・ 変更先事業者
負担額	[REDACTED] 構成員限り	(未定)

■ 検討の経緯

- ・ NTT東西の光サービスの卸売サービスの状況
- ・ 検討の経緯

■ 「事業者変更」の基本的考え方

- ・ 対象とする回線、対象とするサービス、位置づけ

■ 「事業者変更」の手続き

- ・ 具体的な手続き
- ・ 事業者変更承諾番号の発行
- ・ 重要事項説明
- ・ 契約情報の提供
- ・ 費用負担

■ 必要な環境整備

- ・ 必要な周知、渡り歩きの制限、セーフティネット
- ・ キャンセルの扱い、事業者間トラブルの扱い
- ・ 公正な競争の確保(寡占化懸念、キャッシュバック)

■ スケジュール等

- ・ 導入形態
- ・ スケジュール等

- 「事業者変更」を可能とするに当たっての環境整備として、「必要な周知」「渡り歩きの制限」「セーフティネット」について、意見がある(FVNO委)。

必要な周知	消費者の適切な判断への寄与、消費者トラブルの予防のための注意喚起のため、事業者変更の仕組みを導入するに当たっては、利用者への周知を工夫する必要があるのではないか。
渡り歩きの制限	「事業者変更」により利用者の流動性が高まる結果、料金を支払わずに事業者を渡り歩く行為が生ずる可能性があるのではないか。それを防止する仕組みを検討すべきではないか。
セーフティネット	卸売サービス事業者が突然廃業した場合に備え、セーフティネットの仕組みを検討すべきではないか。

■ 電気通信事業法では、電気通信事業者が事業を休廃止する際には、あらかじめ相当な期間を確保して、利用者に周知することを求めている。

●電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八条

1～2 （略）

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

●電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（抄）

（事業の休止及び廃止に係る利用者への周知）

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

一 訪問

二 電話

三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付

四 電子メールの送信

五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 （略）

必要な環境整備②

～キャンセル・事業者間トラブルの扱い～

- 「転用」に関しては、転用先事業者の不適正営業を理由とするキャンセルを処理するためのシステムが整備されている。
- 「事業者変更」に関しても、変更先事業者の不適正営業を理由とするキャンセルが生ずる可能性があることから、キャンセルを処理するためのシステムを整備する予定。
このシステムは、変更先事業者に稼働費を請求する等のため、事業者変更を処理するためのシステムとは異なるものとなる見込み。
- 「事業者変更」は「転用」とは異なり卸売事業者間における事業者の変更であることから、今後、転用ルールの不慣れや、転用先事業者の不適正営業を理由とするキャンセルに関連して、卸売事業者間のトラブルが生ずる可能性があるため、その解決方法等の問い合わせの場が必要ではないか。

	転用		事業者変更	
	システム	説明	システム	説明
通常手続き	・ 転用のためのシステム	—	・ 事業者変更のためのシステム	—
キャンセル手続き	・ 転用後キャンセルのシステム	・ 転用とは異なる手順で実現する等のため、別にシステム構築しているもの。	・ 事業者変更後キャンセルのシステム	・ 事業者変更のためのシステムとは異なり、変更先事業者に稼働費を請求する等のため、別にシステム構築をすることが見込まれるもの。

必要な環境整備③ ～公正な競争の確保～

- 「事業者変更」の実現に伴い、一部事業者への変更が加速されることによる卸売事業者の寡占化が懸念されるため、公正競争上、何らかの措置が必要ではないか、との意見がある（FVNO委）。
- 過度なキャッシュバック、インセンティブ、工事費無料、違約金補償等は乱売につながるおそれがあり、その在り方について検討が必要ではないか、との意見がある（FVNO委）。

○ FTTH小売市場におけるこれまでの契約者数シェアの推移（卸利用事業者であるMNO2社のシェアが拡大している。）

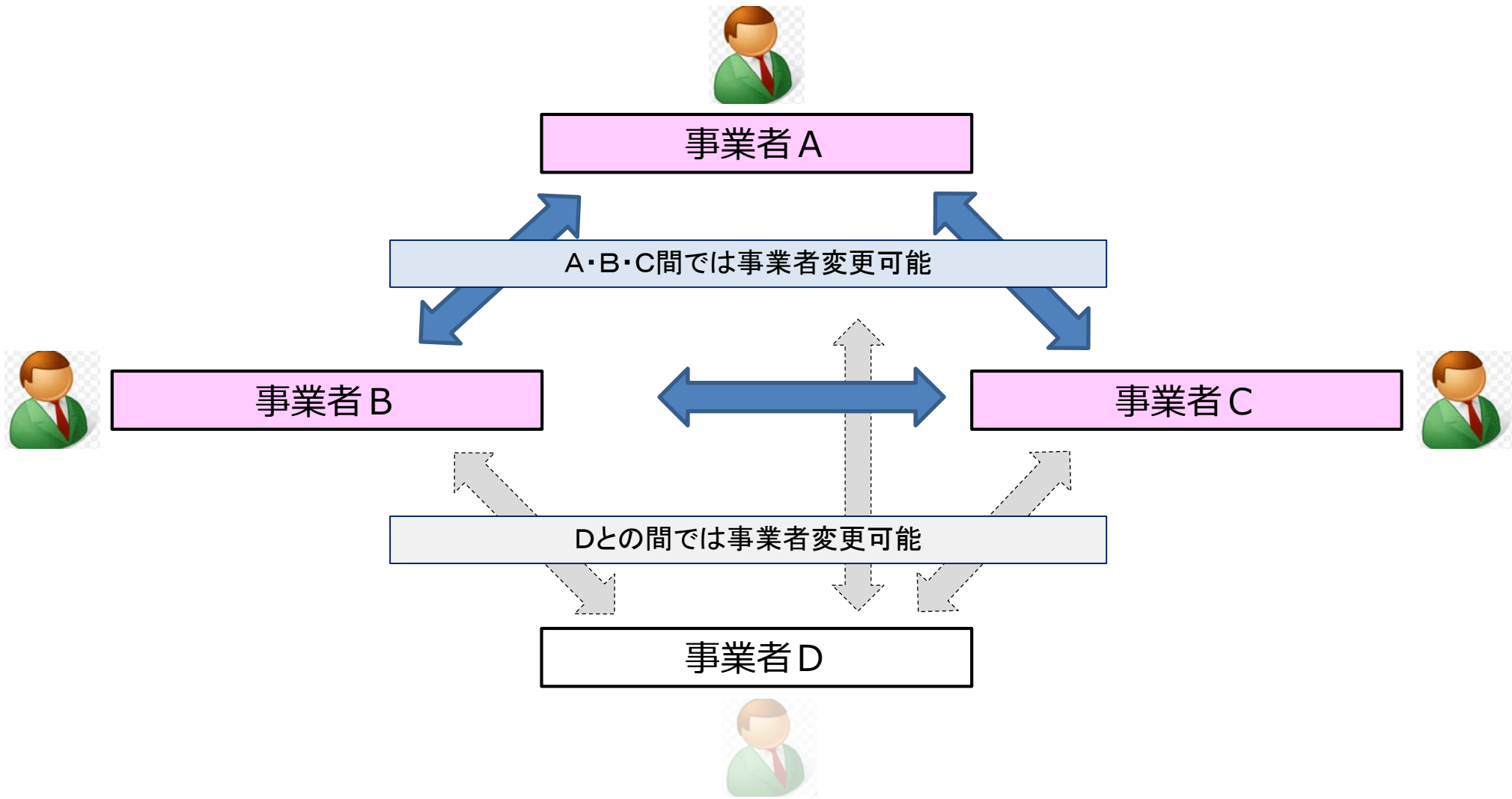
構成員限り

	キャッシュバックの額・条件等		
	新規	転用	事業者の変更
ドコモ	dポイント※20,000pt <条件> ・キャンペーン期間内に申込み・開通 ・「ドコモ光」2年定期契約プランの契約 ・「ドコモ光」ペア回線(携帯電話契約)契約者がdポイントクラブ会員である ※dポイントは1ポイント1円として使用可能	dポイント※10,000pt <条件> ・期間内に申込み・開通 ・「ドコモ光」2年定期契約プランの契約 ・「ドコモ光」ペア回線(携帯電話契約)の契約者がdポイントクラブ会員である ※dポイントは1ポイント1円として使用可能	(「新規」の条件が適用)
ソフトバンク	—	・事業者変更の違約金を全額キャッシュバック(最大10万円) <条件> ・キャンペーン期間中に申込み ・申込日から180日以内に契約成立 ・課金開始月を1ヵ月目として5ヵ月目の末日までに、以下の条件をすべて満たした場合 ・他社サービス解約時に発生する違約金・撤去費用の金額が確認できる証明書を提出 ・特典適用確定日時点においてサービス利用中である ・利用料金支払方法の登録が完了している ・毎月の利用料金を支払期日までに入金していることが確認できる	・24,000円キャッシュバック (回線工事費24,000円の場合の特典。回線工事費が9,600円又は2,000円の場合は10,000円分のキャッシュバック) ・事業者変更の違約金を全額キャッシュバック(最大10万円) <条件> ・キャンペーン期間中に申込み ・申込日から180日以内に契約成立 ・課金開始月を1ヵ月目として5ヵ月目の末日までに、以下の条件をすべて満たした場合 ・他社サービス解約時に発生する違約金・撤去費用の金額が確認できる証明書を提出 ・特典適用確定日時点においてサービス利用中である ・支払い方法登録をソフトバンクまたはワイモバイル携帯合算／クレジットカード／口座振替のいずれかで完了。

	キャッシュバックの額・条件等		
	新規	転用	事業者の変更
NTTコミュニケーションズ	—	—	—
ビックローブ	25,000円キャッシュバック <条件> ・キャンペーン期間中にビックローブ光(3年プラン)に申込み・開通 ・ビックローブ光のサービス開始月を1カ月目として12カ月目まで継続利用 ・キャッシュバック対象月に受取手続きの実施 標準工事費値引き (サービス開始月を1カ月目として40カ月間) 一戸建ては特典工事費:450円、開通工事費:300円。 集合住宅は特典工事費:375円、開通工事費:300円の値引き <条件> ・3年プランに回線新規で申し込み。 ・値引き期間中にビックローブ光を解約の場合、残金を一括で支払	25,000円キャッシュバック <条件> ・キャンペーン期間中にビックローブ光(3年プラン)に申込み・開通 ・ビックローブ光のサービス開始月を1カ月目として12カ月目まで継続利用 ・キャッシュバック対象月に受取手続きの実施	(「新規」の条件が適用)
ソニーネットワークコミュニケーションズ	So-net 光 コラボレーション Amazonギフト券20,000円 <条件> ・So-netホームページ・電話からの申込み ・6カ月後月末までにSo-net 光 コラボレーションのご利用開始、かつ支払方法を登録	So-net 光 コラボレーション Amazonギフト券10,000円 <条件> ・So-netホームページ・電話からの申込み ・6カ月後月末までにSo-net 光 コラボレーションのご利用開始、かつ支払方法を登録	(「新規」の条件が適用)

- 検討の経緯
 - ・ NTT東西の光サービスの卸売サービスの状況
 - ・ 検討の経緯
- 「事業者変更」の基本的考え方
 - ・ 対象とする回線、対象とするサービス、位置づけ
- 「事業者変更」の手続き
 - ・ 具体的な手続き
 - ・ 事業者変更承諾番号の発行
 - ・ 重要事項説明
 - ・ 契約情報の提供
 - ・ 費用負担
- 必要な環境整備
 - ・ 必要な周知、渡り歩きの制限、セーフティネット
 - ・ キャンセルの扱い、事業者間トラブルの扱い
 - ・ 公正な競争の確保(寡占化懸念、キャッシュバック)
- スケジュール等
 - ・ 導入形態
 - ・ スケジュール等

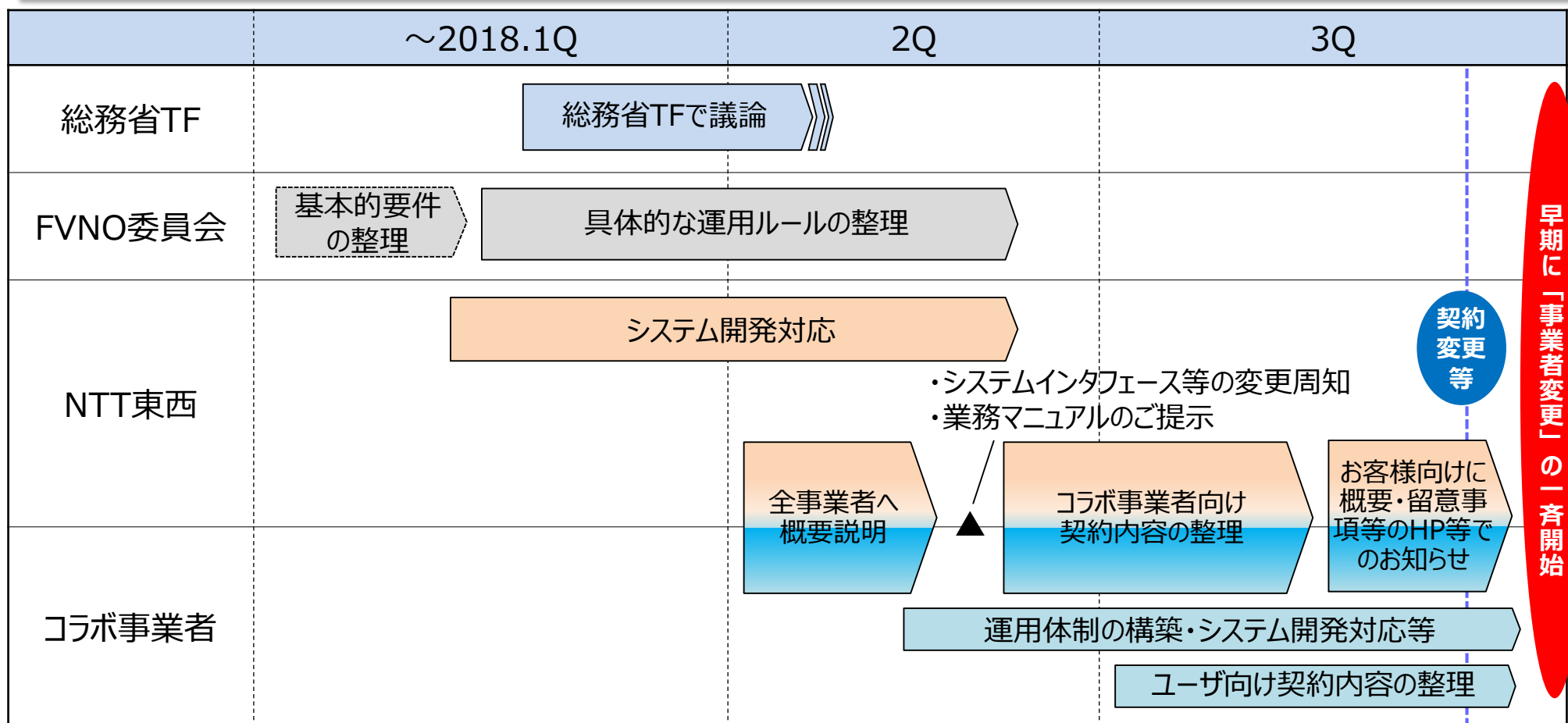
- 「事業者変更」については、卸売事業者ごとのその導入の有無により、利用者の利便性を損なうことがないよう、全ての卸売事業者における導入・その一斉開始が必要との意見がある（NTT東西・FVNO委）。



「事業者変更」開始に向けたスケジュール

25

- NTT東西は、これまでのFVNO委員会での議論や今後の総務省TFの議論等を踏まえ、「事業者変更」の仕組みの実現に向けたシステム開発対応を実施します。また、全コラボ事業者への周知・説明や契約変更等を実施します。
- また、総務省TF及びFVNO委員会での議論等に参画して、コラボ事業者の皆様と連携し、全コラボ事業者一斉開始に向けて「事業者変更」の具体的な運用ルールを整理していく考えです。



(第1回会合 NTT東西資料より抜粋)

平成30年改正後の電気通信事業法条文

(電気通信番号計画に記載する電気通信番号の使用に関する条件関係)

■ 平成30年電気通信事業法改正により、電気通信番号の公平・効率的な使用と電話サービスの円滑な提供のため、使用条件を付して事業者番号に番号を割り当てるための制度を整備。同制度において、総務大臣が作成する電気通信番号計画に、電気通信番号の使用に関する条件が記載されることとなった。

※ 必要な省令等の整備を行い、公布の日(平成30年5月23日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

(電気通信番号の使用及び電気通信番号計画)

第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画（第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。）に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号（総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を使用しなければならない。ただし、ドメイン名（第百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）、アイ・ピー・アドレス（同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。

一 次に掲げる電気通信番号の別

イ・ロ （略）

二 当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容

三 次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容

イ 重要通信の取扱いに関する条件

ロ 番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後において同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。）に関する条件

ハ 使用の期限

3 （略）